

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第81号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年鳥取県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
附 則 （施行期日） 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、 <u>日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日から施行する。</u> （経過措置） 2 及び 3 略	附 則 （施行期日） 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、 <u>平成22年4月1日から施行する。</u> （経過措置） 2 及び 3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。